

JBIC/NEXI 環境社会配慮ガイドラインの実施状況確認に関する質問（2014年5月9日）

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝

JBIC ガイドラインの規定（下線は質問に関する該当箇所）	JBIC ガイドライン確認調査（下線は質問に関する該当箇所）	JBIC・NEXI への質問
<p>3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方</p> <p>(3) 環境社会配慮確認に要する情報</p> <p>本行は、基本的に借入人等（輸出金融の場合は輸出者を含む）から提供される情報に基づきスクリーニング及び環境レビューを行うが、必要に応じ、借入人等に対し追加的な情報の提供を求める。</p> <p>本行は、借入人等から提供される情報のみならず、相手国政府及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用してスクリーニング及び環境レビューを行う。</p> <p>他の金融機関等と協調融資を行うプロジェクトについては、その金融機関等との環境社会配慮に関する情報の交換に努める。</p> <p>カテゴリ A（第1部 4.(2)参照）のプロジェクトに関しては、相手国の環境アセスメント制度に基づき行われている、当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認を行う。</p> <p>本行は、必要に応じ環境に専門性を有する者によるプロジェクト予定サイトへの実査等により環境社会配慮の確認を行うことがある。</p> <p>本行は、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する。</p>		<p>1. <JBIC・NEXI への質問>外部専門家等の意見を求め活用した案件があれば、案件ごとにその理由を教えて頂きたい（NGO 提言 12 関連）。</p>
<p>3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方</p> <p>(4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準</p> <p>さらに、本行は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと適合しているかどうかを確認する。ただし、当該プロジェクトがリミテッドリコースまたはノンリコースのプロジェクトファイナンス案件の場合及びその他適切と認める場合には、国際金融公社のパフォーマンスタンダードと適合しているかどうかを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金</p>		<p>2. <JBIC・NEXI への質問>世界銀行のセーフガードポリシーまたは国際金融公社のパフォーマンスタンダード以外に参照したベンチマークがあれば、案件ごとにその基準及び適用した理由を教えて頂きたい。</p>

<p>融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。</p>		
<p>4. 環境社会配慮確認手続き</p> <p>(3) カテゴリ別の環境レビュー</p> <p>本行は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類に従って環境レビューを行う。</p> <p><u>①カテゴリ A</u></p> <p>プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。カテゴリ A プロジェクトについては、借入人等から、プロジェクトに関する環境アセスメント報告書（第 2 部 2. 参照）及び相手国政府等の環境許認可証明書が提出されなければならない。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合にあっては住民移転計画（第 2 部 1.（非自発的住民移転）の項参照）、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合にあっては先住民族計画（第 2 部 1.（先住民族）の項参照）がそれぞれ提出されなければならない。本行は、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者により準備された環境アセスメント報告書等の提出を受けて、環境レビューを行う。</p> <p><u>②カテゴリ B</u></p> <p>環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリ A より狭い。カテゴリ A のレビューと同様、プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について、負の影響を回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があればこれも含めた評価を行う。本行は、借入人等から提供される情報に基づき、環境レビューを行う。環境アセスメント手続がなされていた場合は、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書を参考することもあるが、必須ではない。</p>	<p>(3) 環境レビュー</p> <p><u>① カテゴリ A 案件</u></p> <p>環境ガイドラインは、カテゴリ A 案件について、環境アセスメント報告書（以下「EIA」）及び相手国政府等の環境許認可証明書の JBIC への提出を求めている。<u>調査対象 A 案件の中で、現地制度上、環境アセスメントの実施が求められている案件については、全て EIA が作成され、当該 EIA が JBIC に提出されていた。</u>一方、一部の案件では、現地制度上、プロジェクト全体を対象とする環境アセスメントの実施が求められておらず、<u>これらの案件については、EIA が提出されなかった。</u></p> <p>これらの案件は、北米における非在来型の油ガス開発案件と、既存の工業団地内で行われた案件であり、前者においては個別の井戸の掘削許可に係る申請書類一式を用いて環境レビューを行った（北米の非在来型の油ガス（いわゆるシェールオイル、シェールガス）開発については、コラム内参照。）。一方、既存の工業団地内で行われた案件においては、工業団地全体を対象とした環境アセスメントは実施されていたが、当該プロジェクトのための環境アセスメントは現地制度上不要であったため、JBIC は、当該プロジェクトのためにプロジェクト実施主体者が策定し環境当局から承認を得た環境管理計画及び環境モニタリング計画を用いて環境レビューを行った。環境許認可証明書についても、基本的に JBIC による投融資の意思決定時点で発行済みであり、JBIC に提出されていた。一部、未取得の状態で投融資の意思決定を行った案件があるが、調査対象 A 案件については、いずれも許認可の取得を資金拠出の条件とする等、許認可未了の状態で JBIC の資金が拠出されることがないよう工夫を行っていた。また、事業実施主体以外の主体が建設や許認可取得の責任を負う関連インフラ（送電線等）の許認可が下りていない案件もあり、その場合は当該許認可の取得を資金拠出の条件やモニタリング</p>	<p>3. <JBIC・NEXIへの質問>影響を及ぼしやすいセクター・特性・影響を受けやすい地域に該当する案件であるが、調査段階のみ（本体工事を伴わない）の支援を行った案件は何件あるか（NGO 提言 1 関連）。</p> <p>4. <NEXIへの質問>調査対象 A 案件は何件あるか。調査対象 A 案件のうち、EIA および環境許認可証明書が NEXI に提出されていなかった案件は何件あるか。案件ごとにその理由と対処方法を教えて頂きたい。</p> <p>5. <JBIC・NEXIへの質問>戦略的環境アセスメント（SEA）レベルの EIA が JBIC・NEXI に提出された案件は何件あるか（NGO 提言 3 関連）。</p> <p>6. <JBIC・NEXIへの質問>EIA 及び環境許認可証明書が提出されなかつことはカテゴリ分類結果に記載されているか。また、別の方針を用いて確認を行つたことは環境レビュー結果に記載されているか。</p> <p>7. <JBIC・NEXIへの質問>調査対象 A 案件のうち、現地実査を行わなかつた案件は何件あるか。案件ごとに現地実査を行わなかつた理由を教えて頂きたい。</p> <p>8. <NEXIへの質問>調査対象 B 案件は何件あるか。</p> <p>9. <JBIC・NEXIへの質問>調査対象 B 案件のうち、環境アセスメント手續がなされた案件は何件あるか。</p> <p>10. <JBIC・NEXIへの質問>調査対象 B 案件のうち、環境アセスメント報告書及び環境許認可証明書を参照した案件は何件あるか。</p> <p>11. <NEXIへの質問>調査対象 C 案件は何件あるか。</p> <p>12. <JBIC・NEXIへの質問>調査対象 C 案件のうち、追加設備投資を伴わない権益取得としてカテゴリ C に分類された案件は何件あるか</p>

<p>③カテゴリ C スクリーニング以降の環境レビューは省略される。</p> <p>④カテゴリ FI 本行は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。 上記レビューに当たっては、セクター毎の環境チェックリストを参照する。</p>	<p>の対象としている。環境ガイドラインはさらに、大規模非自発的住民移転が発生する場合は住民移転計画が、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合は先住民族計画が、それぞれ提出されなければならないとしている。前者については4.(8)、後者については4.(9)を参照ありたい。なお、全ての調査対象 A 案件で環境レビューに際し外部専門家を雇用し、その支援のもとで環境レビューを実施した。また、ほとんどの調査対象 A 案件で、現地実査により環境社会配慮の確認を行った。カテゴリ A 案件における環境影響の確認・評価の実施状況及び住民移転計画や先住民族計画の提出状況については、「4. 環境ガイドライン第2部」参照。</p> <p>② カテゴリ B 案件</p> <p>カテゴリ B に分類された調査対象案件においては、必要に応じ JBIC から借入人に質問状を送付し、その回答も確認しつつ、環境レビューが行われていた。なお、カテゴリ B に分類された調査対象案件では、外部専門家を活用し、又はプロジェクトサイトへの実査を行った案件はなかった。</p> <p>③ カテゴリ FI 案件</p> <p>カテゴリ FI の場合、JBIC は、金融仲介者を通じ、プロジェクトにおいて環境ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認することとしている。カテゴリ FI に分類された全ての調査対象案件について、金融仲介者の環境社会配慮能力が確認され、多くの案件においてはサブプロジェクトのカテゴリを C 等に限定することとしていた。ただし、金融仲介者による環境レビューに際し、環境に関する外部専門家の雇用を義務付けている案件や、金融仲介者の環境社会配慮能力が十分でないと判断し、サブプロジェクトごとに JBIC がカテゴリ分類及び（必要に応じ）環境レビューを行うこととしている案件もあり、案件の事情に即した対応が取られている。</p>	<p>(NGO 提言 2 関連)。</p> <p>13. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 FI 案件のうち、サブプロジェクトのカテゴリを B または C に限定した案件は何件あるか。</p> <p>14. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 FI 案件のうち、カテゴリ A 相当のサブプロジェクトを伴う案件は何件あるか (NGO 提言 7 関連)。</p> <p>15. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 FI 案件のうち、サブプロジェクトごとに JBIC/NEXI がカテゴリ分類及び、環境レビューを行った案件は何件あるか (NGO 提言 7 関連)。</p>
<p>4. 環境社会配慮確認手続き</p> <p>(4) モニタリング プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、本行は原則とし</p>	<p>(5) モニタリング 環境ガイドラインは、プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するため、「原則として、カテゴリ A 及びカテゴリ B の</p>	<p>16. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 A 及び B 案件のうち、モニタリング項目を定めなかった案件は何件あるか。うちカテゴリ A 案件は何件あるか。</p>

<p>て、カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。モニタリングに必要な情報は、適切な方法により、借入人等より報告される必要がある。また、必要に応じ、本行が自ら調査を実施することがある。第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、本行は、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す。プロジェクト実施主体者が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを本行は確認する。</p> <p>また、必要に応じ、本行が環境社会配慮の実施状況等について確認するため、本行は借入人等に対し、本行が調査を行うことに対する協力を求めることがある。</p> <p>本行は、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると本行が判断した場合には、予め締結された融資契約に基づき、借入人を通じ、プロジェクト実施主体者に対し、適切な対応を要求することがある。さらに、融資契約に基づき、本行の要求に対するプロジェクト実施主体者の対応が不適当な場合には、貸付実行の停止等の本行側の措置を検討することがある。</p>	<p>プロジェクトについては、一定期間、プロジェクト実施主体者によるモニタリングの内重要な環境影響項目につき、借入人を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。」と定めている。JBIC は、環境レビュー時にモニタリング項目を定め、当該モニタリング項目を盛り込んだモニタリングフォーム等を少なくとも年1回の頻度で借入人等から提出させることで、モニタリング結果の確認を行っている。カテゴリ A 及び B の調査対象案件のほぼ全てでモニタリング項目を定め、モニタリング結果の徴求時期に至っていない又は徴求中の案件を除き、適切にモニタリング結果を確認していることが確認できた。</p> <p><u>モニタリング項目を定めなかった案件は、環境レビューの結果、環境への重大な影響が生じる可能性が極めて低く、モニタリングを行う必要性が低いと判断したものである。</u>モニタリング項目は、EIA の付帯条件の履行状況や関連インフラ等の許認可取得状況、大気質・水質・騒音の排出値・環境値、住民への補償の進捗等多岐にわたり、融資契約締結後に JBIC ウェブサイトで公開している環境チェックレポートにも記載している。</p> <p><u>調査対象案件の中には、ステークホルダーから環境社会配慮が十分でないとの指摘があった案件も含まれており、また調査対象案件でない案件においても、同様の指摘がある案件が存在する。</u>JBIC は、必要に応じて、(借入人を通じ) プロジェクト実施主体者による適切な対応を促してきており、このような対応はプロジェクトの適切な環境社会配慮を確保する上で重要であると認識している。</p>	<p>17. <JBIC・NEXI への質問> 調査対象案件のうち、ステークホルダーから配慮が十分でないと指摘があった案件は何件あるか。案件ごとにステークホルダーからの指摘内容と対応状況を教えて頂きたい。</p> <p>18. <JBIC・NEXI への質問> 貸付実行・契約の停止あるいは借入人に対する期限前償還を求めた案件は何件あるか。案件ごとに理由・結果を教えて頂きたい。</p>
<p>5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開</p> <p>(2) 情報公開の時期と内容</p> <p>本行は、融資等に係る意思決定を行うに先立ち、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下に定めるところにより情報を公開する。この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める。本行は、プロジェクトの実施国における関係法令等を踏まえつつ、借入人等を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報</p>	<p>(6) 情報公開</p> <p>②環境レビュー時及び融資契約締結御の情報公開</p> <p>環境レビュー時及び投融資契約締結後に公開することとしている情報や文書については、全ての調査対象案件について、カテゴリ分類毎に必要とされている範囲内で、公開されている（または公開されていた）ことを確認できた。なお、環境許認可証明書を未取得の状況で投融資の意思決定を行っている場合（上記3. (3) ①）、当該証明書は公開して</p>	<p>19. <JBIC・NEXI への質問> ウェブサイト上で EIA が公開された案件・EIA 要約版が公開された案件はそれぞれ何件あるか（NGO 提言 5 関連）。</p> <p>20. <JBIC・NEXI への質問> JBIC・NEXI 両方が支援している案件のうち、EIA が NEXI ウェブサイト上で公開されているが、JBIC ウェブサイト上で公開されていない案件は何件あるか。またその逆は何件あるか（NGO 提言 5 関連）。</p>

公開の実現に努める。

- スクリーニングを終了したときはできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開する。
- カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境社会配慮確認のため借入人等から入手した環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書（以下「環境アセスメント報告書等」）の入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を本行ウェブサイト上で速やかに公開する。
- 環境アセスメント報告書等以外に本行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書についても、その入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、当該文書を本行ウェブサイト上で速やかに公開する。

本行は、融資契約締結後、カテゴリ A、B 及び FI プロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。

本行は、プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内で、本行ウェブサイト上で公開する。

本行は、競争関係を踏まえ、借入人等の商業上等の秘密には十分配慮し、借入人等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう借入人等に促すこととする。なお、本行と借入人との間の契約上、情報開示が禁じられる情報については借入人等の同意または法の要請により情報開示を行う。

いない。また、調査対象案件以外の案件において、環境レビュー時の情報公開を一部失念した例が確認されており、情報公開の徹底に努める必要があると認識している。

環境面に重大な影響を及ぼす恐れのあるカテゴリ A 案件については、環境レビュー時の情報公開を 45 日間程度は行うよう努めており、全ての調査対象 A 案件について、45 日間以上公開されていたことを確認した（最短 45 日、中央値 133 日）。一方、環境レビュー結果の情報公開については、一部の案件で、融資契約締結後公開まで 3 ヶ月以上がかかっているものがあった。環境ガイドライン上公開期日は特段定めていないものの、環境レビューは原則として融資契約締結時点で完了しているものであることから、公開漏れがないよう JBIC 内での運用を改善している。

なお、環境ガイドライン上、EIA は JBIC ウェブサイト上で公開することとしているが、ファイルのサイズが大きくなる場合、EIA は JBIC の広報センターで公開し、ウェブサイトでは EIA の一部のみ（要約版等）を掲載、又は広報センターで閲覧可能である旨を記載している案件も存在する。ウェブサイト上の公開は、情報公開においてより高い透明性を確保するために重要と認識しており、JBIC ウェブサイト全体のユーザー利便性にも配慮しながら対応を決めているものである。

③ モニタリング時の情報公開

モニタリング時に公開することとしているモニタリング結果については、2014 年 3 月末時点で 4 件が公開されている（いずれもオーストラリア又はチリにおける資源開発案件）。件数が少ないので、プロジェクトの実施国でモニタリング結果が一般に公開されている例が少ないと起因するが、どのような情報がどこで公開されているかを JBIC として網羅的に確認することに限界があるという事情もある。

21. <JBIC・NEXI への質問>JBIC・NEXI 両方が支援している案件のうち、EIA の内容・言語が異なるケースは何件あるか（例えば、現在 JBIC/NEXI が検討中のトルコ・イズミールの製油所案件では、NEXI がウェブ上で公開している EIA¹はトルコ語だが、JBIC が情報センターで公開している EIA²は英語で、EIA の作成日や分量も異なっている）。
22. <JBIC・NEXI への質問>公開された EIA のうち、英語で記載された文書は何件あるか（NGO 提言 6 関連）。
23. <JBIC・NEXI への質問>調査対象 B 案件のうち、EIA が公開された案件は何件あるか。
24. <JBIC・NEXI への質問>住民移転計画書・先住民族配慮計画書が公開された案件は、それぞれ何件あるか。
25. <NEXI への質問>モニタリング結果を NEXI が公開している案件は何件か。

¹ <http://nexi.go.jp/topics/environment/a/004975.html>

² <http://www.jbic.go.jp/ja/efforts/environment/projects/11984>

	<p>一方で、本項目は、前回の環境ガイドライン改訂により追加されたものであるが、2013年途中までは情報公開されていた案件がなく、その後改めて事業者等に確認及び了承を得た上で初めて情報公開に至ったものである。この経緯を踏まえ、今後契約調印を行う案件については、モニタリング結果がプロジェクト実施国で一般に公開されている場合、借入人からその旨を申告してもらい、より適切な公開を行えるよう運用を改善している。</p>	
<p>1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (基本的事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトを実施するにあたっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。 ● このような検討は、環境関連費用・便益をできるだけ定量的に評価し、プロジェクトの経済的、財務的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。 ● このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境アセスメント報告書が作成されなければならない。 ● 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。 	<p>4.環境ガイドライン第2部 (2) 基本的事項</p> <p>① プロジェクトに係る調査・検討（環境影響評価）</p> <p>北米の非在来型油ガス開発案件等一部の案件を除き、プロジェクトの実施にあたり、<u>案件の特性に応じて何らかの代替案が提示され、複数の観点（例：環境面、経済面、技術面）から最適なものを選定するプロセスを確認することができた。</u>代替案等の検討を行うEIAの作成有無については、上記3. (3) ②参照。</p> <p>北米の非在来型油ガス開発案件では、井戸ごとに掘削許可等の各種許認可を取得することで開発が進行するため、プロジェクト全体の代替案は検討されていないが、個別の井戸の候補地を選定する際に、事前に調査を行い、保護区や文化遺産を回避する形で選定するといった対応が行われている。</p> <p>② 委員会の設置</p> <p>調査対象A案件には、「特に影響が重大」「異論の多い」ことを理由に、専門家等からなる委員会の設置が必要とされた案件は存在しない。しかし、一部の案件では専門家等からなる委員会を設置し、廃棄物管理計画の策定や環境社会影響の査察や苦情受付の役割を担わせていた。</p>	<p>26. <JBIC・NEXIへの質問>代替案の検討が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに検討が行われなかった理由を教えて頂きたい。</p> <p>27. <JBIC・NEXIへの質問>火力発電プロジェクトのうち他のエネルギー源を含む代替案が検討されなかった案件は何件あるか。案件ごとに検討されなかった理由を教えて頂きたい（NGO提言8および17関連）。</p> <p>28. <JBIC・NEXIへの質問>専門家等からなる委員会を設置した案件は何件か（NGO提言12関連）。</p>

<p>1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (対策の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能な場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。 ● モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていなければならない。 	<p>(3) 対策の検討</p> <p>① 対策の検討</p> <p>代替案の検討については、上記4.(2)①参照。代償措置については、生態系への影響を軽減させることを目的に一部の案件で採用されていた。(サンゴの損失や森林伐採がある場合に、サンゴや森林を別の場所で生育させるための取り組みを行う等。)</p> <p>② モニタリング計画／環境管理計画</p> <p>全ての調査対象A案件において、建設時及び操業時におけるモニタリング項目及びモニタリング体制(モニタリング担当部署の設置、外部委託の計画等)が検討されていたことを確認した。北米の非在来型油ガス田開発案件では、モニタリング計画が文書化されていなかったため、環境レビュー時の質問状においてモニタリング項目等の計画を確認した。モニタリングの費用については、費用が見積もられていることを確認できた案件はあったものの、個別の調達方法までEIA等で確認できた案件はなかった。ただし、一般的にはモニタリング費用はプロジェクト全体の費用に織り込まれており、プロジェクト全体の資金調達計画の中で確保されていると考えられる。</p> <p>環境管理計画については、北米の非在来型油ガス開発案件を除く全ての調査対象A案件において、EIAの一部又は独立した文書として、環境管理計画が策定されていた。非在来型油ガス開発プロジェクトは、井戸ごとに開発が進められるため、プロジェクト全体を対象とした環境管理計画は策定されていない(3.(3)①内コラム参照)</p>	<p>29. <JBIC・NEXIへの質問>調査対象A案件のうち、影響の回避を優先的に検討されなかった案件は何件あるか。案件ごとに検討されなかった理由を教えて頂きたい(NGO提言13関連)。</p> <p>30. <NEXIへの質問>モニタリング計画・環境管理計画が策定されなかった案件は何件あるか。案件ごとに策定されなかった理由を教えて頂きたい。</p>
<p>1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (検討する影響のスコープ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壤、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDSなどの感染症、労働環境(労働安全を含む。)等)、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。 	<p>(4) 検討する影響のスコープ</p> <p>全ての調査対象A案件において、EIA(非在来型油ガス開発プロジェクトに関しては掘削許可の申請書等)の中で、案件の特性に応じて、影響が想定される分野が抽出され、EIA等の中で検討が行われていた。また、EIA等で検討されていない分野や各分野の詳細については、質問状や現地実査により確認した結果、ジェンダーと子どもの権利を除く、環境ガイドラインに記載した全ての項目について、事業者による環境社会配慮の内容が確認できた。前回</p>	<p>31. <NEXIへの質問>調査対象A案件のうち、労働環境(労働関連法令の遵守状況・児童労働や強制労働の状況等)の確認が行われていない案件はあるか。案件ごとに行われなかった理由を教えて頂きたい。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ● 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい。 	<p>の環境ガイドライン改訂において、「労働環境（労働安全を含む。）」が検討する影響のスコープに加えられたが、全ての調査対象 A 案件が労働関連法令を遵守する計画であることを確認している他、多くの場合、環境実査時に児童労働や強制労働が行われていないかを確認している。</p> <p>ジェンダーと子どもの権利については、若年者や女性に配慮したプログラムを提供していた案件がある一方、これらの項目に特化した配慮の内容を確認できない案件も多く存在した。これは、各プロジェクトが直接ジェンダーの問題や子どもの権利を脅かすことに繋がる性質のものではなく、地域住民全体への配慮とは別個に特別な配慮を行う必要がなかったためと考えられるが、多くの場合、環境実査時に雇用条件において性別に基づく差別がないかを確認している。</p>	
<p>1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (法令、基準、計画等との整合)</p> <p>プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。</p> <p>プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りではない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。</p>	<p>(5) 法令、基準、計画等との整合</p> <p>全ての調査対象 A 案件において、現地法を遵守する計画であること、及び、現地制度に則った形で事業者の対策が検討されていたことを確認した。<u>一部、当初の排出予測値が排出基準値を上回る案件や、プロジェクト実施前の現況値が既に環境基準値を上回っている案件</u>があったが、事業者が結果的に排出基準値内に収まるよう適切な対策を取ったことや、対策の実施により現況値に対する追加的な影響が重大でないことを、環境レビュー及びモニタリングの双方において確認している。また、現地制度上、事業活動が禁止されている地区で事業が実施されている案件はなかった。</p>	<p>32. <NEXIへの質問>現地法制度を遵守していなかった案件は何件あるか。案件ごとに遵守していないかった理由を教えて頂きたい。</p> <p>33. <JBIC・NEXIへの質問>当初の排出予測値が排出基準値を上回った案件は何件あるか。それらのかい離は環境レビュー結果に記載されたか（NGO 提言 9 関連）。</p> <p>34. <JBIC・NEXIへの質問>プロジェクト実施前の現況値が既に環境基準値を上回っていた案件は何件あるか。それらのかい離は環境レビュー結果に記載されたか（NGO 提言 9 関連）。</p>

<p>1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (社会的合意及び社会影響)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。 ● 女性、こども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。 	<p>(6) 社会的合意及び社会影響</p> <p>① ステークホルダーとの合意形成</p> <p>現地制度上 EIA の公開や地域住民等を対象としたコンサルテーションの開催を求められている全ての調査対象 A 案件において、EIA の公開やコンサルテーションの実施がなされ、意見を受け付けていたことを確認した。一方、<u>中東や中南米の案件を中心に、現地制度上 EIA の公開やコンサルテーションの開催が義務付けられていない案件が複数存在した</u>。その場合であっても、<u>自主的な説明会の開催や情報公開など、何らかの形で事業者が地域住民からの要望に対応する方針であることを確認できた</u>。</p> <p>② 社会的弱者への配慮</p> <p>女性、こどもについては上記（4）、少数民族・先住民族については下記（9）参照。多くのプロジェクトでは、地域住民を雇用する方針であり、地域への配慮が図られている。</p>	<p>35. <JBIC・NEXIへの質問>ステークホルダーとの協議が開催されなかった案件は何件あるか。案件ごとに開催されなかった理由を教えて頂きたい。</p>
<p>1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (生態系及び生物相)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。 ● 森林の違法伐採は回避されなければならない。商業伐採を伴うプロジェクトでは、違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による、<u>森林認証の取得が奨励される</u>。 	<p>(7) 生態系及び生物相</p> <p>① 重要な自然生息地・森林の著しい転換・劣化</p> <p><u>調査対象 A 案件の中には、プロジェクトサイト付近にサンゴ若しくはマングローブが生息し、又は湿地が存在する、重要な自然生息地付近で実施されるプロジェクトがある</u>。いずれの案件も、管理計画等に基づく緩和策を講じて著しい劣化を防止するとともに、一部の案件については代償措置を講じることとしている。</p> <p>本条項は、前回の環境ガイドライン改訂時に議論を絏て追加されたものであるが、「重要な自然生息地」の解釈や、代償措置の実施を前提とした転換や劣化が認められるかという点につき、JBIC とステークホルダーの間で考え方異なるケースが存在する。</p> <p>② 森林伐採・森林認証</p> <p>約 4割の案件で森林伐採が想定されていたが、違法伐採が実施されまたは疑われる案件や、商業伐採を伴う案件は存在しなかった。</p>	<p>36. <JBIC・NEXIへの質問>調査対象 A 案件のうち、プロジェクトサイト付近で重要な自然生息地が確認された案件は何件あるか。案件ごとに回避策の検討有無を教えていただきたい (JBIC 確認調査では緩和策を講じたことが記載されているが回避策の検討有無が不明) (NGO 提言 13 関連)。</p>

<p>1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (非自発的住民移転)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。 ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。<u>補償は、可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない</u>。プロジェクト実施主体者等は、<u>移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるよう努めなければならない</u>。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。 ● 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されなければならない。また、<u>影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない</u>。 ● 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、<u>住民移転計画が、作成、公開されていなければならない</u>。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティーとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。 	<p>(8) 非自発的住民移転</p> <p>プロジェクトにより非自発的住民移転又は用地取得が発生する案件は、調査対象 A 案件 36 件中 8 件であり、うち 3 件は用地取得のみが発生する案件であった。この中には、事業者でなく現地政府が補償等の責任を負う案件もあるが、そのような案件も含め、いずれも当局や移転対象住民との協議の上で補償等が実施（又は計画）されている。住民移転計画策定の透明性を確保するため、事業者が NPO 団体を起用して調査や住民との協議を実施した例も存在した。<u>投融資の意思決定時点で住民移転や用地取得が完了していない場合、JBIC がその実施状況をモニタリングしており、現時点で大きな問題は生じていない</u>。また環境ガイドラインは、大規模な非自発的住民移転が発生する場合、住民移転計画の策定を求めており、<u>投融資の意思決定時点で住民移転が確定していない等、住民移転計画が策定されていない場合、JBIC は環境レビュー時に住民移転に関する事業者の方針や計画を確認の上、その策定状況や策定後の当該計画の内容及び移転・補償の実施状況をモニタリングしている</u>。</p>	<p>37. <JBIC・NEXIへの質問>非自発的住民移転又は用地取得が発生した案件は何件あるか。</p> <p>38. <JBIC・NEXIへの質問>住民移転または用地取得が発生しないが住民の生計手段の喪失が大規模に生じた案件は何件あるか。どのような確認を行ったか（ガイドラインでは生計手段の喪失に対しても配慮を行うことになっているが、JBIC 確認調査では非自発的住民移転又は用地取得が発生する案件のみに限定されている）。</p> <p>39. <JBIC・NEXIへの質問>再取得価格に基づき事前に補償が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに行われなかった理由を教えて頂きたい。</p> <p>40. <JBIC・NEXIへの質問>補償に関する合意書が作成された案件は何件あるか（NGO 提言 18 関連）。</p> <p>41. <JBIC・NEXIへの質問>生活水準や収入機会、生産水準が改善または少なくとも回復できていない案件は何件あるか。案件ごとに改善・回復できていない理由を教えて頂きたい。</p> <p>42. <JBIC・NEXIへの質問>影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムの整備が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに行われなかった理由を教えて頂きたい。</p> <p>43. <JBIC・NEXIへの質問>住民移転計画の作成・公開が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに作成・公開が行われなかった理由を教えて頂きたい。</p> <p>44. <JBIC・NEXIへの質問>影響を受ける人々やコミュニティーとの協議が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに協議が行われなかった理由を教えて頂きたい。</p>
--	---	---

<p>1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (先住民族)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、実効性ある先住民族のための対策が講じなければならない。 ● プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方方に沿って、土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上で自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。 ● <u>先住民族のための対策は、プロジェクトが実施される国の関連法令等を踏まえつつ、先住民族計画(他の環境社会配慮に関する文書の一部の場合もある)として作成、公開されていなければならない。</u>先住民族計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議が行われていなければならない。協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい。先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.10 Annex Bに規定される内容が含まれることが望ましい。 	<p>(9) 先住民族</p> <p>プロジェクトサイトが現地制度により先住民族の先住権が認められているエリア等を含む案件は、調査対象 A 案件 36 件中 7 件であり、うち 1 件を除き、カナダ又はオーストラリアの案件であった。先住民族との協議の責任は、カナダの案件は州政府に、それ以外の案件は事業者にあったが、いずれの案件においても、先住民族との協議が行われた上で、合意を得た上で事業が実施されていることを確認できた。</p> <p>JBIC は、先住民族と事業者間の合意文書の提出を受けた上で環境レビューを行うよう努めているが、守秘性を理由に提出を拒まれるプロジェクトも存在する。その場合は、EIA 等での社会影響評価や、事業者への質問状や環境実査を通じて確認を行い、先住民族への配慮について確認している。</p>	<p>45. <JBIC・NEXIへの質問>先住民族に影響を及ぼす案件は何件あるか(ガイドラインでは先住民族に影響を及ぼす場合に配慮を求めているが、JBIC 確認調査では現地制度により先住民族の先住権が認められているエリア等を含む案件に限定されている)。</p> <p>46. <NEXIへの質問>先住民族の合意が得られたことを確認できなかった案件は何件か。案件ごとにどのように対処したかを教えて頂きたい。</p> <p>47. <JBIC・NEXIへの質問>先住民族計画の作成・公開が行われなかった案件は何件あるか。案件ごとに作成・公開が行われなかった理由を教えて頂きたい。</p>
<p>1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (モニタリング)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト開始後において、予測が困難であった事態の発生の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。 ● 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確 	<p>(10) モニタリング</p> <p>全ての調査対象 A 案件において事業実施主体によるモニタリング計画が策定されており(上記 4.(3)②参照)、重要な環境影響項目については、JBIC 自身が借入人を通じてモニタリング結果を確認している(上記 3.(5) 参照)。</p> <p>モニタリング結果の情報公開については、上記 3.(6)③参照。第三者等からの指摘への対応については、全ての調査対象 A 案件で何らかの体制が取られていることを確認できた。ただし、ステークホルダーが協議に参加する場の整備まで含めて</p>	<p>48. <NEXIへの質問>調査対象 A 案件のうち、事業者によりモニタリングが適切に行われなかった案件は何件か。案件ごとに行われなかった理由を教えて頂きたい。</p>

<p>保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリング結果は、当該プロジェクトに関するステークホルダーに公開されていることが望ましい。 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関するステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。 	<p>体制が構築されている案件は一部にとどまる。</p>	
<p>2. カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該国に環境アセスメントの手続制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない。 環境アセスメント報告書(制度によっては異なる名称の場合もある)は、<u>プロジェクトが実施される国で公用語または広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない。</u> 環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。 環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、<u>協議記録等が作成されなければならない。</u> 地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。 環境アセスメント報告書には、別表に示す事項が記述されていることが望ましい。 	<p>(11) カテゴリ A 案件の EIA が満たすべき項目</p> <p>調査対象 A 案件では、一部の例外を除き EIA が作成されており(上記3.(3)①参照)、概ね環境ガイドライン第2部2.に定める項目を満たしていた。ただし、情報公開については、中東の一部の案件で実施されていなかった。これらの国では、情報公開や地域住民への説明が法的に義務付けられていない等の事情があるので、JBIC としてはその制約に鑑み、例外的に対応している。ステークホルダーとの協議は、中東や南米の一部の案件を除き実施されており、協議未実施の案件についても一定の情報公開は行われていた。</p>	<p>49. <JBIC・NEXIへの質問>環境アセスメント報告書の作成にあたって、公用語または広く使用されている言語で書かれた案件は何件あるか。</p> <p>50. <JBIC・NEXIへの質問>ステークホルダーとの協議の記録が作成された案件は何件あるか。</p> <p>51. <JBIC・NEXIへの質問>ステークホルダーとの協議が環境影響評価項目選定時とドラフト作成時に行われた案件はそれぞれ何件あるか。</p>